

法雲『法華義記』における信

望 月 海 淑

1

法雲は『法華義記』の冒頭において、序・正宗・流通の三段に法華をわかつて、法華經の主旨を説明しているが、その序分には通序と別序の二つがあることを説いている。それによると、法華經の序品の如是我聞から退座一面までが通序であり、爾時世尊四衆圍繞から序品末までが別序であることになるが、その中で衆經はそれぞれ不同であると、

如下欲レ説_レ涅槃_ニ大音宣告放_レ光動_レ地以_レ為_レ別序_一。欲_レ説_レ勝鬘_ニ父母送_レ書以_レ為_レ別序_一。欲_レ説_レ維摩長者_ニ獻蓋_{為_レ別序_一。此經天雨_ニ四華_一地六種動_{為_レ別序_一也。然通序亦名_ニ証信序_一。明_ニ仏法理同_一。}}

と、涅槃・勝鬘・維摩・法華の各經典が説示を展開するに至る過程を示し、別序を示しているが、ここでは、通序が何故に証信序であるかの説明を加えてはいない。

しかし、『妙法華經』の「如是我聞」の句を注釈するにあたり『義記』は、

我聞者此是通序中第二。表明_ニ阿難述而不_レ作。正言如是一部法華經我從_ニ仏辺_一聞。非_ニ我自造_一。所以爾者。但仏在世時開_レ教度_レ人明_レ理化_レ物。尚有_レ性執取_ニ斜見_一不_ニ信受_一者_上。

とし、小乗の人等は未_レ易_レ可_レ信だから、「如是」といい「我聞」といったのだとなし、今は、

法雲『法華義記』における信（望月）

法雲『法華義記』における信（望月）

于時四衆既意重如来心尊至極。聞レ伝レ仏語信受無疑⁽³⁾となしてゐる。そして、仏が王舎城に住していたことを示すのは、「証成我聞」であり、聞經の処を明白にさせるためであるから、

我聞之言可レ得信受⁽²⁾。若不レ憶聞經之処我聞之言云何可レ信。是故出聞經之処我聞不レ謬也⁽⁴⁾。

として、我聞（法華經の説示）に対して信受する方法しかないことを示している。すなわち、法華經は釈尊によって語られたそのままの經典であり、阿難によってそのままに聴聞されたもので、何等、阿難の手が加えられたものでないのであるから、信受することが唯一最高の道であることを示している。そこで、ここで示されている信受の語は、絶対なるものに対する信であることは明白であり、通序が証信序といわれた理由も、そこにあるものと思われる。

2

方便品第二を注釈した『法華義記』は『妙法華經』の「是法不可言辭相寂滅」に始まる十一行に言及しているが、その中で「除諸菩薩衆信力堅固者」にふれて、この半行は有知の人を除くことを示したものだとして、

除有知人者正言レ除諸菩薩衆中有信力堅固者⁽⁵⁾。自能得レ知。然非見知一猶是信知。此則引レ声聞等一作大乘⁽⁶⁾。令下改狭劣心立中菩薩大志上⁽⁵⁾也。

となしている。すなわち、菩薩の信力堅固なる者というのは、信知によるもので、大乘菩薩の大志を発すものだ、ということになるであろう。しかして、信知というのは見知に対するものであるから、単に知覚によって知ることではない。梵文法華經はこの信力堅固者を、

yasya tam desayed dharman desitam capi janayat | anyatra bodhisattvebhyo adhimuktiya ye sthitah ||⁽⁹⁾

(その法を説き、説かれた法を理解する人は、信解に住している菩薩たち以外にはない)

としているから、信知は信解 adhimukti にかかわるあり方と理解してよからうと思われる。それは、一般の人間の思慮分別による理解ではなくて、経験したこともない正法、体得したことのない永遠不死の境涯を、仏たちの教化によって先ず信じ、信じて行く中でだんだんと真実なることを味わい領得して行くことを意味している。したがって、『妙法華経』によって信力と訳されたものは、神通力 *iddhi* にかかわるようなパワーではなくて、仏の力によって証得される境地と、それを信ずることによって生まれ出て来る心の状態を意味するから、『義記』によって「信知」となされたものと考えることが出来る。

しかし、『義記』が必ずしも adhimukti 信解について、正確にとらえていたかどうかは疑問といわなければならぬ。何故なら、方便品の「於仏所説法」⁽⁹⁾ 当生大信力⁽¹⁰⁾にあたるところを注釈して、

此半行是第二勸奨誠勸令信也⁽⁹⁾

としているからである。ここでの梵文は、yam Sariputro sugatah prabhāsate adhimukti-sampanna bhavahi tatra⁽⁹⁾ (舍利弗よ、善逝が語ったものに信解をなせ)であり、信力にあたるものは adhimukti であり、ひたすらに信ずることではないからである。それ故に、『正法華経』にはここを、唯仏具足 解達知レ彼最勝導利 悉暢⁽¹⁰⁾ 誠とし adhimukti としてのとらえ方がなされている。

又、『義記』は釈尊と舍利弗の三止三請に言及し、

舍利弗三請者第一舉レ有疑請。第二有ニ利根ニ必信故請。第三有レ解故請也。⁽¹¹⁾

法雲『法華義記』における信(望月)

とのべ、更にこれを注釈して、この会の人は皆利根にして仏説を聞くに堪えうるからだ、としている。すなわち、三止三請にかかわるところであるから、ここでの信は、『妙法華経』が、舍利弗の言葉として、「敬信」の語を使って説示を願ったことを示したところであり、梵文法華経は、この敬信を *abhisraddha* を使って説示しているから、梵文の *sradha* によって示される信であることは明白であらう。⁽¹²⁾

この *sradha* の信に関して『義記』が利根あれば必ず信ずとしていることは興味深い。舍利弗が重ねて唯願説之唯願説之とのべるところでも、利根あれば必ず信ずるが故に請うものだとしているが、⁽¹³⁾ ここでの信は利根ある上に於てなされるということになる。恐らく、舍利弗が利根あるものであったという、上中下の三種の利根の上に立ったから、かくなしたものと思われる。

しかして、『義記』はこれ以降、授学無学人記品が終るまでは、広開三願一断疑生信を明すものだとし、そこには上中下の三根があるとし、三種の信解があるとしている。そして、三種の信解について、

初始^レ明^レ法説^レ竟外凡夫中有^レ利根^レ得^レ解。舍利弗示^レ同^レ領解^一。譬説^レ既竟外凡夫中有^レ中根者^レ得^レ解須^レ菩提等仍^レ示^レ同領解^一。宿世^レ因縁竟外凡夫中有^レ下根者^レ得^レ悟富樓那等示^レ同^レ領解^一。⁽¹⁴⁾

としているから、ここでの信解は領解のことを示している。このような理解は信解 *adhimukti* の性格上、当然なことと思われる。

これに対して、三止三請の後、釈尊が一仏乗を語ろうとして舍利弗に語る「仏告舍利弗。如是妙法」からはじまる言葉を注釈した『義記』は、これからはじまる長行には六義ありとし、一は歎法希有、二は不虛妄、三は開三、四は願一、五は五濁、六は簡真偽教信だとしている。⁽¹⁵⁾

この簡真偽教信というのは、簡真偽教物信心のことで、『妙法華經』の我弟子のうち自ら阿羅漢、辟支仏なりと謂い、諸仏如来は但、菩薩のみを教化す、これを聞かず知らずんば、これ仏弟子に非ず云云以下についてのべたものが簡真偽で、仏滅度の後にこの經を受持説誦し云云にはじまるところが教物信心であるとしている。そしてこの教物信心には三重ありとし、

第一正教_三物生_レ信第二釈_レ教_三信之意第三釈_レ物疑心也⁽¹⁶⁾

であるという。第一の正教物生信について、「除仏滅度後」の語に関して、無仏の時代であるから信する人なきも、仏在世に思いをいたし信樂の心を生じ法華万善同帰の法を受持しなければならぬとし、理に就て談ずれば有仏無仏を問わず皆自然に解すとしながらも仏を背信せずとしている。そして第二の教信之意については右の意をうけ、「所以者何」以下に関して、所以は汝及び仏在世の信受を勧め、者何は仏滅後は法華經を受持する者が得がたいので、汝は今日信受しなければならぬとしながらも、しかし未だ仏を背信しまいとし、第三の釈物疑心については、「若遇余仏」以下の語に関して、もし阿羅漢で今日仏に会わなくても未來世において必ず仏に会い法華經の説示を聞けるのだから、只仏の此の語を聞いて信受しなければならぬ、と信を勧めていることを示している。

このように、この箇所において信、信樂、信受の語が示されているが、『妙法華經』は「除仏滅度後」と語り出して、

汝等当_レ一心信_レ解受_三持_レ仏語_一⁽¹⁷⁾

の一語をもって結んでいる。すなわち、釈尊がこの箇所で示さんとしたものはこの一語にあり、それは唯一仏乘なることを示すことであつた。そしてこの箇所の梵文法華經は、

imesu buddha-dharmesu śradhdhavan me Śāriputra pattiyaṭavakalpayata (8)

（この仏陀の法を信ぜよ、舍利弗よ 私を信ぜよ、信頼せよ）

となして、信ずるということを強調している。そして、その信の基調となるものは śradhdha であるから、法華経がここで目指しているのは、仏の教え、仏そのものに対する信の強調であった。『義記』が前述のごとく、信、信衆、信受を説いたとなしているのも、ここに依ったものと思われる。されば『義記』は、

舍利弗汝等当一心信解受持仏語。此下是等五明不虛妄止物誹謗之心也。就中有三。第一明勸信。第二諸仏如来下正明不虛。第三無有餘乘以下举所信之法一結勸也。

となしている。それ故にこそ、この一連のところで使用された信は、śradhdha をうけたものであることを確認でき、それは正法・仏に対する信であるから、不虛妄であり誹謗すべきものではないことになるであろう。

更に、方便品偈を注釈して『義記』は、「説仏智慧故」以下の八行半は果一を頌したものだとし、そこには三段あるとしているが、その第二段は「如其所得法」から「為説実相印」までとし、仏は出世以来大乘の果を与えんと欲しているとし、四重ありとして説明している。第一は大果を衆生に与えんとしたもので、第二は仏の出世の本意は大果を与えん欲するものだから、大果を惜しむ者は慳貪の人となる、しかし、大果を求める機なきため三を説き、疑を生ずる衆のために、自ら仏は衆生に大果を与えんと欲すると言ひ仏語を信すべしと言ひ、それ故にこそ、

故第三從若人信歸仏下有二行一偈引勝人証。汝言無有信者自有人信三宝者言仏不欺誑者。此等人信仏恒欲与衆生大果。時衆有生疑言。若使都無有信三宝者。誰當復信仏耶。

と、説き、第四では仏と大果とが虚しからざることを示したのだ、としている。すなわち信は、仏を信じ三宝を信じ

仏の大果を信ずるといふ形で表現されている。この「若人信帰仏」の語に対する梵文では、信に関して言及されてはいないのであるが、『妙法華経』の訳文は信を語っているために、その信をうけて『義記』はこのような信のあり方を展開したものであろう。

この後の『義記』は『妙法華経』の「我有方便力 開示三乘法」以下をうけて、先の一行は釈迦も諸仏と同じく先に三乗を説き後から一乗を説いたもので不虛妄だとし、次の一行「今此諸大衆 皆除疑惑 諸仏語無異 唯一無二乗」は勸信したものであるから不虛妄だとしている。⁽²²⁾一仏乗だということは、唯一しかないのでそれを信ずる道しかないとする立場からであらう。

そして品末近くの「鈍根小智人 著相憍慢者 不能信是法」を注釈して『義記』は、

明^三惡事除故喜。何以知^レ之。此人本事是鈍根今者利根。何以知^レ然。昔日縱便利根廢已作^二鈍根^一。今発^三広大心^二故称^レ之為^三利根人^一也。此人本時は小乘小智今者成^二大乘大智^一。此人本時は著相憍慢者今日非^二著相憍慢^一。本時不能^レ信^二大乘法^一今日能信^二大乘法^一。是故喜也。⁽²³⁾

となしているが、正しく正法への信は利根であることを用するが、その利根は、広大な心、大乘大智によるものであり、それ故にこそ偏見、うぬぼれを離れ、信が生ずるものであることを示している。信はこのような心の上に立ち、素直な広い心（憍慢の心を離れるから）から生ずるものであろう。ここでの『妙法華経』の文に相当する梵文は、

dūṣṛādadhāṃ etu bhaviṣyate 'dya nimitta saṃjñiṃha bala-buddhīnāṃ | abhimāna-prāptāna avidya-sūnām ime tu śroṣyanti hi bodhisattvāḥ⁽²⁴⁾

（今、表相の觀念だけで、愚かで、無知で、増上慢となったものは信じ難いであらう。しかし実に、菩薩たちは聞

法要『法華義記』における信（望月）

くであろう。）

となされているから、ここでの信は *śraddhā* であるといえる。すなわち信は慢心を離れた上になり立つものである。

3

譬喩品の注釈の冒頭で『義記』は舍利弗の悔過にふれている。その中で『妙法華経』の「然我等不_レ解_ニ方便_一」以下をとりあげ、

是第二悔_ニ昔日取_レ小也。我若解_ニ如来昔日教是方便_一者豈復取_レ小。祇由_レ未_レ解_ニ如来昔日方便_一故仍於_レ中信受。

此則悔_ニ昔日取_レ小也⁽²⁶⁾

としている。これは『妙法華経』が先の句に続いて「初聞_ニ仏法_一」遇便信受思惟取_レ証」としているから信受とせられたものであろう。この箇所該当する梵文法華経は信に関しての記述をしてはおらない。

しかし、三車火宅の喩を語った後、『妙法華経』は「從_ニ仏世尊_一聞_レ法信受」とし、これを梵文法華経は、

te tathāgatasya lokapitṛ abhīśradadhanti | abhīśradadhitivā ca tathāgata-śāsane 'bhīyiyanta udyo-
gam apudyante⁽²⁷⁾

（彼等は世間の父である如来を信する。信じて如来の教誡に専心し努力する）としているから、信受は *śraddhā* の訳語であり、先の信受とせられている場合も *śraddhā* の訳語としての信受とうけとめられていたかと思われる。ただ、前者の場合、梵文法華経において信に関する記述がないのは、舍利弗が小法に対してあやまった行いであった

ことを悔いるところであるからで、後者の場合は正法に対するものであるから *saddhā* が語られたと思われる。このように *saddhā* は仏・法・僧三宝に対しての心のあり方として使われるのが一般である。

将来、華光如来となるであろうとの授記を得た舍利弗は、世尊に「我今無_二復疑悔……」と語るが、これについて『義記』は、これよりは中根人のための譬説開三顯一で疑を断じ信を生ぜしめるものだとしている。^(分)そして、信を生ぜしめんとしてなされたものが火宅の喩であるが、時の長者（世尊）の心を『妙法華経』の「恋著戲処」以下の文をうけた『義記』は、

我即自思惟若但讚_三仏乘_二衆生没_三在苦_一不_レ能_レ信_二是法_一破_レ法_一不_レ信故墜_三於_二三惡道_一我寧不_レ説_レ法疾入_三於_二涅槃_一。

として、衆生は苦界にあるために、いきなり仏乘を説いても信ぜず、むしろ法を破り三惡道におちてしまうのではないか、と仏の悩みについてのべている。この箇所において『妙法華経』は、「衆_二著嬉戲_一不_レ肯_二信受_一」と語っているが、梵文法華経は信に関して語ってはいない。しかし、『義記』によって示された信はまさに *saddhā* によって示される仏・法に対する信で、それを信じないとする時、それは信の反対 *asaddhā* であろう。されば、仏が等一の大事を与えたことについて『義記』は、

然_レ仏是至人誠言無_二。既説_三断正結尽_二得_レ入_三涅槃_一。仏語不_レ虚云何不_レ信。如_二今所見_一生死何_レ必_二是生死耶_一。

として、仏語に対するひたすらな信を求めており、三車火宅の喩によって衆が得心いったがために、

時衆既得_三信心不_レ虚_二妄義其意自頭_一。

として、信によって理の正邪を見極めうるようになることを示している。

かくの如く信 *saddhā* は仏・法にかかわるものであるから『義記』は、譬喩品偈の「雖_二復教詔_一而不_レ信_二受於諸

欲染貪著深二故」に關して、これは、

顯レ無レ機。若以三神力二通レ之無レ有二信受二。

とのべたものだととして、信受が神力などによっておこされるべきものでないことを示している。すなわち機が熟する時が肝要ではあるが、信が何物でも、どのようなことであっても、信ずればよいというものではないことを示していると思われる。それは正しいもの秀れたものに対するあり方であるからであらう。

そこで、仏は眞実を語り、不虛なるものを説かないから、如来の教えへの信が勧められることになる。⁽³⁰⁾

それ故、法華經の「若有聞レ者隨喜頂受」以下の文をうけた『義記』は、弘經を勧めたものだとしながら、更に注釈を加えて、「若有信受」以下は過去に久しく善根をうえた人のことを明し、「以信得入」の意は、有信の人を挙げたものであることを示している。ここで示される信受・信は梵文法華經によると、*śraddhā*をもって語られるところであるから、有信の人は *śraddhā* を持つ人のことであらう。

[註]

- (1) 大正三三・五七五上
- (2) 同　・五七六下～五七七上
- (3) 同　・五七七上
- (4) 同　・五七七上～中
- (5) 同　・五九九上
- (6) *śadh.* p. 31
- (7) 桜部建『仏教語の研究』三七～三八参照
- (8) 大正三三・五九九中

- (9) sadh. p. 32
- (10) 大正九・六八中〜下
- (11) 同 三三・六〇〇中
- (12) 拙著『法華経における信の研究序説』一九五〜一九七、三一七〜三一八参照
- (13) 大正三三・六〇〇下
- (14) 同 六〇一下
- (15) 同 六〇二下
- (16) 同 六〇五中
- (17) 同 九・七下
- (18) sadh. p. 44
- (19) 拙著『法華経における信の研究序説』二〇〇参照
- (20) 大正三三・六〇五下
- (21) 同 六〇七上
- (22) 同 六〇七下、ただし『義記』は「示以三乗教」としている。
- (23) 大正三三・六一〇上
- (24) sadh. p. 57
- (25) 大正三三・六一一下
- (26) sadh. p. 80
- (27) 大正三三・六一三中
- (28) 同 六一六下
- (29) 同 六一〇中
- (30) 同 六三〇上には「若有菩薩此下兩行是第二引勝人。証如来不虛勸信」とある。

法雲『法華義記』における信(望月)

『義記』は信解品注釈の冒頭において、解に兩種ありとし、

一者自以^三智慧明^二見^一法相^二此則^一法行人呼為^二見解^一。二者不自見^レ理憑^レ師謂^レ爾此則是^二信行人名為^一信解^二也。今此品中明^レ四大声聞領^三開^三三頭^一之義^二信^二同^一歸^レ莫^レ二^レ工^レ之^レ理^上。從^レ信得^レ解仍^レ詔^レ為^二信解品^一。

としている。これによると、解には法行の人と信行の人とのあり方がありとし、師によって爾いうのが信行の人だとするから、師の言葉（教え）をそのままにうけとめそのままにしたがうのが信行であり信解であるということになる。しかし更に、自の智慧明によって法相を見るのが見解で、自らは理を見ずとも師の説によっていくのが信解だということから、ここでの信解は師の説を信じ、信に従って解をうることを意味しているから、それは信じ、そのように確とうけとめ、捉らえることであると思われる。一方、信解品は梵文法華經によると *adhimukti-parivartah* のことであるから、法華經が示す信解は *adhimukti* であり、それは信解（勝解）と一語で示されるものであるから、『義記』のこの理解は、仏宝僧三宝に対する信 *śraddha* に対し、対象をしっかりと捉えてそれを理解し確認する心のはたらきを意味している、と理解することが出来るであろう。

このような理解を示した上で『義記』は、信解品は中根の人の領解を明かしたもので、中根の人の得解の相をのべたものと、中根の人の領解の辞をのべたものからなっているという³から、その意味ではこの信解は仏の教えを信じ領解するという具合に理解したものとと思われる。更に、慧命須菩提の慧命の語について、昔日は開三頭一同歸の理を解しなかったので愚癡の人の心を相続していたが、今は権実の宗を解し慧心相続したから慧命と名付けるのだ⁴、とし

ている。この慧命は梵文法華経では *ayusmat* と表現され、それは長老を意味するのであるが、それをもって慧命となしたのは、『義記』がこの領解を仏知を覚る慧にいたるものと理解したからであろう。

法華経には信解品において *hinadhimukti* (劣った信解) としての使用例が多いが、『妙法華経』はこれを楽しむ意にとらえ志意下劣の意に訳しているが、『義記』は「解(5)は小是幼稚」「便応(6)是解(6)大」等々の表現をしているから、あるいは領解の意が強いかもしれない。しかし、この解に関して先解は永く善根を断じ一闡提を成ずるものではなく、煩惱五濁のためであるから、とて『義記』は、

夫善生必以信心(7)為本。于時雖失三大解(7)由有信心(7)。於三五戒十善教中修行能令三大乘智願(7)善根不(7)断(7)

とし、譬喩品の舍利弗に対し仏が本願所行の道を憶念せしめんがために法華経を説いた語を引用しているから、信(7)*śradhdhā* をもって入り、その上において領解(信解) *adhimukti* が確立することを示そうとしたのではなからうか。それ故、『義記』は、信心があるならば失解はなからうとの問に対して、大乘の解なくとも何で小乗の信を妨げようかと逆説している。ここで失解、大乘の解というのは梵文法華経が示す *hnādhimukti*, *adhimukti* のことと思われる。

このような信解のとらえ方に対して『義記』は、窮子が長者の家に住むようになり、自ら客作賤人として務めたことについて、法華経が窮子を客作賤人としたのは表面上のことで、内面的には修行をし信首に登っているのだ(8)とし、二十年過ぎて「心相對信」し、入出自在なことについて、

心相体信者是无異之言。若約(9)教為論羅漢無為与(9)仏無為(9)無異也(9)

としているから、喜び一筋の道を歩むのは信のはじめで、互に信じ合うことは仏も何もすべて同様のあり方であることを示している。ここで示される信は *śradhdhā* の示す信がふさわしいと思われるが、この心相對信にあたる梵文法

法雲『法華義記』における信（望月）

華経は、

sa daridra-puruṣas tasya grha-pater niveśane viśrabdho bhaven niśkramaṇa-praveśe (かの貧しい男はその長者の家に安心して出入りするようになる)⁽¹⁰⁾と、あつて信 śraddha の語は使われていない。『妙法華経』の意識の信をうけて、『義記』はかく理解したものではなからうか。

〔註〕

- (1) 大正三三・六三二下〜六三二上
- (2) 桜部建『仏教語の研究』三七
- (3) 大正三三・六三二上「今此領解中有二者。第一是經家序中根人得解之相。第二從白仏言以下竟品正是中根人領解之辭」
- (4) 右同「慧命須菩提者凡有三種解。一者言昔日未解開三頭一同婦之理。愚癡之人心相統為レ命。今日既得解權実之定慧心相統為レ命」
- (5) 拙著『法華経における信の研究序説』二二三〜二三一参照
- (6) 大正三三・六三四上
- (7) 同 同・六三四中
- (8) 同 同・六三九中「外聲明長者忽爾転客作之人名之為レ兒。内合此人既修行出彼外凡登此信首」
- (9) 同 同・同
- (10) saḍh. 107

5

『義記』は如来寿量品について、如来の寿命を明かすに塵沙を以て量となすから寿量品というのだとして、この品

から分別功德品の半品までは「広説^②壽命長遠^①斷^①疑生^①信」の説であるとし、この從地涌出品の弥勒の質問は勸信を説いたものだとしてゐる。それは壽命長遠を説いた寿量品、衆に授記した分別功德品の最初の長行、領解を示した弥勒の偈頌と仏の長行の部分だとする。そしてその中、寿量品に関して縁起を明かしたものと正広説したものがあるとし、汝等当如来誠諦之語から神通之力までが明縁起で、以下品末までが正広説だとしている。

この汝等当信如来云の語句は梵文法華經によると、*avakalpaya dhvam me kula-putrā abhisraddadhvam tathāgatasya bhūtam vacam vyāharataḥ* (善男子よ、如来の真実の言葉を用ひし、信じ、頼るべし) と示されているから、ここでの信は *śraddhā* の示す信であることは明白である。しかしてこの語は三度くり返され強調されているのであるから、『義記』がこれをもって明縁起とした意図は、如来寿量を知るためにはまず信がなければならぬことの上に立つことを示していることが出来る。されば、法華經の「我以^④三^④仏眼^④。觀^④其^④信^④等^④諸^④根^④利^④鈍^④」をとりあげて、これは照機の智を明かしたものだとしている。「衆生既信伏^⑤」以下の十四行半は「義頌^⑥未來^⑦二^⑦也^⑦」としているのも、信を以って入り、その後にて於て仏慧に到達するとのあり方をとらえているからであらう。

そして、分別功德品に入つて、先述した弥勒が偈を説く以下は領解を示したものだといふにふれて、この領解について四段ありとし、第一は衆が得解寿量の故に歡喜したことを称讚し、第二は「或住不退地」以下で領解の義を説いたもので、第三は「雨天曼陀羅」以下で弥勒が自ら時事を述べたもので、第四は「仏名聞十方」以下で仏が領解を結したことを歎じたものだとしている。^⑧そしてこれらは、如来寿量の説示を聞いてと続けられるものであるから、この領解は如来寿量の説示を領解することを意味している。しかし、ここでは領解がどのようなことか示してはいないが、如来寿量の説を信じ、そこから領解(信解)が生じ、確立すると捉らえたものと思われ、これは『妙法華經』の

一念信解を、信と信解ととらえずに、信解と捉らえたものと思われる。⁽⁹⁾

『義記』は信解品の注釈において、解に兩種ありとし、信行人を信解となすとし、四大声聞の理解について領解とよび、信より解をうるから信解品というのだ、⁽¹⁰⁾とされているから、ここでいう領解もこのような意味あいをもっているかと思われる。

〔註〕

- (1) 大正三三・六六六中、六六七下、六七二上
- (2) 同 同・六六七上
- (3) *sadh.* 315
- (4) 大正九・四二下
- (5) 同 三三・六六八中「此明是照機之智也」
- (6) 同 九・四三中
- (7) 同 三三・六七二下
- (8) 同 同・六七二下～六七三上
- (9) 同 同・五七四下には「第三流通者。分別功德品中從弥勒說偈後長行初。言仏告弥勒菩薩。其有三衆生聞仏壽長遠如是乃至能生一念信解。当知以是爲深信解相……」とある。
- (10) 同 同・六三二下～六三二上

尚、法華経は方便・譬喩・信解・涌出・寿量・分別功德の各品において、信 *śraddhā* 信解 *adhimukti* に多く言及しているので、この論を書くにあたり、『義記』の中のそれらの各品の注釈に重点をおいた。